

受給が可能な資金、奨学金、助成金及び研究費について（R8年度～）

▶ 受給ができないもの

- ✓ 国立研究開発法人、国立大学法人等が実施する国費を原資とする生活支援を目的とした資金提供（ただし受入研究機関等が実施する、特別研究員採用者であることを前提とした経済的支援は除く）
- ✓ 留学生においては国費外国人留学生制度による奨学金及び母国の奨学金
- ✓ 日本学生支援機構の貸与型の奨学金

▶ 受給ができるもの

※研究専念義務の範囲内で受給することが条件となります。

- ① 受入研究機関の寄附金、同窓会組織等による生活費に相当する資金（国費を原資としないもの。ただし、受入研究機関等が実施する、特別研究員採用者であることを前提とした経済的支援については受給を妨げない。）
（例）寄付金や同窓会組織による学内奨学金、特別研究員採用者を対象とした経済的支援を目的とした学内奨学金 等
（提出書類）なし
- ② 自治体、民間企業等が実施する公募による奨学金、助成金（研究を目的とする資金含む。）
※この項目に該当する研究費を受給する場合、受入研究機関での管理は必須ではありませんが、資金の配分元や受入研究機関のルールにおいて、受入研究機関で研究費として管理することが定められている場合はそれに従ってください。その場合には「④2）研究費」として取り扱ってください。
（例）公募による地方公共団体の奨学金、財団や民間企業による助成金 等
（提出書類）奨学金等受給報告書
- ③ 海外渡航中における、海外渡航先機関によるどげ発給又は受入基準の最低額等を満たすための資金（特別研究員の研究課題の遂行のために海外渡航先機関での受入を目的とする場合のみに限る。）
（例）受入基準の最低額と研究奨励金との差額分を海外渡航先機関から受給する 等
（提出書類）なし
- ④ 受入研究機関や連携先機関等が 1) ～5) に用途を限定した資金

- 1) 授業料の援助に係る助成金、2) 研究費、3) 旅費、4) 受入環境整備に係る資金*、
5) 海外渡航支援・促進等を目的とする奨学金、助成金

(例) 大学による授業料免除、学内の研究費補助、受入研究機関や依頼元機関からの旅費の支給、受入研究機関からの家賃補助 等

※注意点

- ・ 2) を受給する場合は、機関管理が条件となります。
- ・ 3)、4) は実費相当分に限り、用途が限定されておらず旅費+研究試料、学会登録料+研究試料等で支出する場合は、2) として受給してください。
- ・ 一部を生活費として支出する場合は受給できません(海外渡航先の滞在費を除く)。

- (提出書類) 1) : なし
2) : 研究費受給報告書
3) : なし
4) : なし
5) : 奨学金等受給報告書

※3)、5) の受給に関連して 28 日以上海外渡航を行う場合は、海外渡航届の提出も必要です。

* 受入環境整備に係る資金について

受入研究機関等が実施する受入環境整備に係る用途を限定した実費相当分の援助のこと。

例) 受入研究機関等の規定に基づく通勤定期代相当や家賃の援助、学会関連(登録料、参加費)、論文関連(掲載料、校正費)、語学関連(TOEIC等の受講料)の援助等

①～④を受給するにあたり、本会においては他の資金援助との併給は認めていますが、当該資金支給元が認めていない場合がありますので、取扱いを支給元に確認してください。

<資金援助の具体例>

Q1. 民間の財団から公募による助成金150万円を受給する。使途は定められていない。

A1. ②に該当するので受給可能。ただし、配分元及び受入研究機関が、研究費として受給し機関での管理を義務付けているか要確認

Q2. 民間の財団から公募による助成金100万円を受給する。援助目的は海外渡航に関する費用である。

A2. ②に該当するので受給可能。

Q3. 大学からの推薦で民間の財団より助成金100万円を受給する。推薦に際して学内選考が行われた。

A3. ②に該当するので受給可能。「公募による」には財団等の直接選考だけでなく、学内での選考の後、財団に推薦される申請方式も含む。

Q4. 民間企業からの申出で研究費として80万円を受給する。

A4. ④の2)として機関管理するのであれば受給可能。

Q5. 民間の財団から公募による助成金100万円を受給する。ただし、助成元が本人への支払いしか認めていない。

A5. ②に該当するので受給可能。

Q6. 民間の財団から公募による助成金100万円を受給する。ただし、受入研究機関から研究費の管理はできないと言われた。

A6. ②に該当するので受給可能。ただし助成元に個人管理で問題ないかを要確認。

Q7. AMEDの補助金250万円を分担者として受給する。

A7. ④2)に該当するので機関管理の下、受給可能。なお、研究代表者として採択された場合も④に該当するので機関管理の下、受給可能。

Q8. 地方公共団体から助成金50万円を研究費として受給する。

A8. ②に該当するので受給可能。ただし、研究費として受給する場合は、助成元及び受入研究機関が機関管理を義務付けているか要確認。

Q9. 受入研究機関（大学）の学内奨学金（学内基金）で生活費として 10 万円を受給する。

A9. ①に該当するので受給可能。

Q10. 受入研究機関（大学）の学内援助（文科省補助金）で論文の掲載料や校正料の実費相当分（上限 3 万円）を受給する。

A10. ④の 4) に該当するので、論文の掲載料や校正料の実費相当であれば受給可能。

Q11. 受入研究機関（大学）の学内援助（学内基金）で学会参加費 5,000 円を立替払いで受給する。

A11. ④の 4) に該当するので受給可能。

Q12. 受入研究機関（大学）の海外渡航支援（文科省補助金）で助成金 50 万円を受給する。使途は、海外渡航の旅費にかかわる経費である。

A12. 実費相当分であれば、④の 3)として受給可能。

Q13. 日本学生支援機構の海外留学支援制度（協定派遣）の海外留学奨学金 50 万円を受給する。

A13. ④の 5) に該当するので受給可能。

Q14. 共同研究者との打合わせの旅費を先方の研究費から出してもらう。

A14. ④の 3) に該当するので、規定に基づく実費相当分であれば受給可能。

Q15. 学会参加に伴う旅費を受入研究者に一部負担をしてもらう。

A15. ④の 3) に該当するので受給可能。規定に基づく実費相当の一部負担であれば受給は可能

Q16. 受入研究機関や外部の研究機関等が公募により実施する、若手研究者の研究活動奨励を目的とした、国費を原資として使途の定めのない資金を受給する。

A16. 国費を原資とするため、生活費として支出することが可能な場合には受給不可。ただし、特別研究員採用者であることを前提とした経済的支援であれば受給可能。

Q17. JST のさきがけ、ACTX 等を受給する。

A17. ④2) に該当するので機関管理の下、受給可能。なお、研究専念義務や報酬受給の条件の範囲内であることに注意すること。

(「専任研究者」等、雇用形態に注意してください。)